

第1章 総則

1 目的

本プランは、要配慮者に関して、発災前の備え、発災時の避難行動（以下「避難行動」という。）、避難後の生活（以下「避難生活」という。）などの各段階において、特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を支援するために、「災害に関する自助の促進」及び「共助・公助による支援体制構築」を推進することにより、要配慮者の避難行動及び避難生活の円滑化を図ることを目的とする。

2 要配慮者

要配慮者の「要因による種別」及び「必要な支援体制」は、次のとおりとする。

(1) 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（要配慮者1（避難行動要支援者））

ア 要因による種別（外国人を含む）

- ・75歳以上の一人暮らし及び75歳以上のみの世帯の者
- ・第1種身体障害者
- ・第1種知的障害者
- ・要介護3・4・5の者（施設入居者を除く。）

イ 必要な支援体制

外部支援の必要性が高いため、該当者名簿を防災関係機関等が共有し、事前に支援体制を構築する。

(2) 自力では避難行動及び避難生活ができない恐れがある者（要配慮者2）

ア 要因による種別

- ・乳幼児
- ・精神障害者
- ・一時的な行動支障を負っている妊産婦や疾病者
- ・その他本人又はその保護責任者が、外部支援を必要と判断する者

イ 必要な支援

外部支援の必要性は比較的高いが、常時、支援を必要とする状態にはない可能性があるため、名簿の共有によらず、要配慮者又は保護責任者の申請があった場合は、事前に支援体制を構築する。

(3) 日本語の理解が十分ではない外国人等（要配慮者3）

ア 要因による種別

- ・日本語の理解が十分ではない外国人等

イ 必要な支援

心身の状態による要配慮者ではないため、個々人の情報把握ではなく、外国語による事前の防災思想啓発、災害時情報提供等の体制整備を図る。

3 避難支援等関係者

要配慮者に対する避難支援等の実施に携わる避難支援等関係者（以下「支援者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 墨田区
- (2) 本所警察署及び向島警察署（以下「警察署」という。）
- (3) 本所消防署及び向島消防署（以下「消防署」という。）
- (4) 本所消防団及び向島消防団（以下「消防団」という。）
- (5) 墨田区社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）
- (6) 民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）
- (7) サポート隊等の要配慮者支援機能を有する住民防災組織（以下「住民防災組織」という。）
- (8) 住民防災組織以外の、地域住民、周辺事業所従業者等のうち、災害現場において要配慮者支援が可能な者（以下「臨時支援者」という。）

4 要配慮者情報の把握

支援者は、支援活動の円滑化のため、次のとおり、平常時における要配慮者情報の把握に努める。

(1) 墨田区

ア 区が保有する個人情報の目的外利用により、要配慮者1（避難行動要支援者）に係る情報を収集し、名簿（以下「避難行動要支援者名簿」）を作成する。また、要配慮者2及び要配慮者3のうち、希望があった者に係る情報を名簿に掲載する。

なお、名簿情報の更新については、原則年1回とする。

イ 各支援者が作成する支援方針又は要配慮者個人に対する個別の避難支援計画（以下「個別支援プラン」という。）に関する情報を収集する。

なお、避難行動要支援者名簿の作成・提供及び個別支援プランに関する情報の収集は、区が行う。

(2) 警察署、消防署、消防団及び民生委員、社会福祉協議会

区から、避難行動要支援者名簿の提供を受けることにより、当該要配慮者の情報を把握する。

また、平常時の業務において、要配慮者2・3を含む、要配慮者支援のための情報を把握する。

(3) 住民防災組織

要配慮者の自主的な申請に基づく「手上げ方式」及び民生委員・児童委員が要配慮者からの同意を受けた場合の「同意方式」により、要配慮者情報を把握する。

(4) 臨時支援者

「手上げ方式」により、情報を把握する。

5 要配慮者情報の取扱い

支援者は、収集した要配慮者情報について、法令等を遵守して管理し、目的外利用・外部提供は行わないものとする。

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 区による避難行動要支援者名簿の提供

区は、避難行動要支援者名簿（表1）を、支援者のうち、法令による守秘義務を有し、かつ、区長と「避難行動要支援者名簿の提供に関する協定」（資料1のとおり）を締結した者に提供することができる。

また、民生委員については、担当地域内の住民防災組織が要配慮者支援機能を有しない等の理由により、当該名簿の受領を拒んだ場合には提供しない。

(2) 避難行動要支援者名簿の管理

避難行動要支援者名簿を保持する支援者は、個人情報保護の観点から適正な情報管理を行い、漏洩、紛失、改ざん、破損、その他の事故の防止に努める。

(3) 要配慮者の同意による情報開示

支援者の平常時の活動において、要配慮者から、他の支援者への情報開示について同意を得た場合は、当該要配慮者に係る情報を、開示を同意された他の支援者に開示することができる。

(4) 緊急やむを得ないときの情報開示

災害時において、要配慮者の情報を目的外利用又は外部提供することが「区民の生命、身体、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急やむを得ないとき」（墨田区個人情報保護条例第15条第1項第3号及び第16条第1項第3号）と認められる場合には、避難行動要支援者名簿を所有する支援者は、当該避難行動要支援者名簿に係る情報を、支援活動が可能な他の支援者に開示することができる。

表1 避難行動要支援者名簿

番号	住所	氏名	カナ氏名	性別	生年月日	電話番号
1	吾妻橋 1-23-20 防災マンション 101	本所 太郎	ホンゾウ タロウ	男	S.〇〇.〇〇	
2	吾妻橋 1-23-20-201	向島 花子	ムコジマ ハナコ	女	S.〇〇.〇〇	
3	吾妻橋 1-23-20-202	墨田 華子	スミダ ハナコ	女	S.〇〇.〇〇	

要因							要配慮者 2・3	個別プラン	要配慮者2・3の要因
要配慮者1									
高齢	身体				知的	介護			
	肢体	視覚	聴覚	内部					
○				○		○		○	
					○				
							○		妊産婦

第2章 支援

1 支援の基本方針

要配慮者に対する支援は、「平常時」「災害発生時」「避難生活期」に区分し、次により実施する。

なお、各区分における支援者ごとの役割は、下記2～4のとおりとする。

※ 資料2「要配慮者支援に関する各支援者の主な活動」参照

ただし、要配慮者3に対する支援については、下記5のとおりとする。

(1) 平常時

- ア 要配慮者情報の把握及び支援体制の構築を図る。
- イ 要配慮者による災害に関する自助の支援を行う。

(2) 災害発生時

- ア 要配慮者の避難行動を支援する。
- イ 要配慮者の救出救助を行う。

(3) 避難生活期

- ア 要配慮者の避難生活に係る支援及び救護活動を行う。

2 平常時の支援

各支援者が平常時に実施する要配慮者支援に関する活動内容は、おおむね次のとおりとし、各支援者がそれぞれの計画に沿って活動する。

(1) 墨田区

- ア 避難行動要支援者名簿の作成及び他の支援者への提供
- イ 各支援者の支援方針及び個別支援プランの作成状況の把握
- ウ 要配慮者による自助の促進支援
- エ 住民防災組織に対する体制整備等の促進支援
- オ 要配慮者支援体制に関する総合調整

(2) 警察署

- ア 通常業務における要配慮者情報の把握
- イ 避難行動要支援者名簿及びその他の方法により把握した情報に基づく支援方針の策定
- ウ 要配慮者による災害に関する自助の促進支援

(3) 消防署

- ア 通常業務における要配慮者情報の把握
- イ 避難行動要支援者名簿及びその他の方法により把握した情報に基づく支援方針の策定
- ウ 同意方式による個別支援情報の把握
- エ 要配慮者による災害に関する自助の促進支援

(4) 消防団

- ア 通常業務における要配慮者情報の把握

- イ 避難行動要支援者名簿及びその他の方法により把握した情報に基づく支援方針の策定
- ウ 同意方式による個別支援情報の把握
- エ 要配慮者による災害に関する自助の促進支援

(5) 社会福祉協議会

- ア 通常業務における要配慮者情報の把握
- イ 要配慮者による自助の促進支援

(6) 民生委員

- ア 通常業務における要配慮者情報の把握
- イ 避難行動要支援者名簿及びその他の方法により把握した情報に基づく支援方針の策定
- ウ 要配慮者による災害に関する自助の促進支援
- エ 要配慮者による住民防災組織への支援要請促進及び同意の取り付け

(7) 住民防災組織

- ア 手上げ方式及び同意方式による要配慮者情報の把握
- イ 把握した情報に基づく個別支援プランの作成
 - ※ 個別支援プランについては、資料3を基に、住民防災組織が独自に定める。
- ウ 要配慮者による災害に関する自助の促進支援

(8) 臨時支援者

- ア 地域コミュニティによる要配慮者情報の把握
- イ 要配慮者による災害に関する自助の促進支援

3 災害時の支援

各支援者が災害時に実施する要配慮者支援に関する活動内容は、おおむね次のとおりとし、各支援者がそれぞれの計画に沿って、安全の確保に十分に配慮し、支援活動する。

なお、「災害時」には、「災害発生が予想される場合」を含むものとする。

(1) 墨田区

- ア 支援者及び要配慮者への情報提供
- イ 避難所及び二次避難所の開設及び開設要請
- ウ 避難場所等における要配慮者救護
- エ 支援物資の搬送
- オ 円滑な避難のために必要な通知又は警告の発令及びその情報伝達の配慮
- カ 各支援者による支援活動の総合調整

(2) 警察署

- ア 支援者及び要配慮者への情報提供
- イ 支援方針に基づく避難誘導・救出救助

(3) 消防署

- ア 支援者及び要配慮者への情報提供
- イ 支援方針に基づく避難誘導・救出救助

(4) 消防団

- ア 支援者及び要配慮者への情報提供
- イ 支援方針に基づく避難誘導・救出救助

(5) 社会福祉協議会

行方不明等、要配慮者情報の他支援者への伝達及び支援要請

(6) 民生委員

- ア 支援者及び要配慮者への情報提供
- イ 一時集合場所等における要配慮者の避難状況の確認
- ウ 行方不明等、要配慮者情報の他支援者への伝達及び支援要請

(7) 住民防災組織

- ア 個別支援プランに基づく情報伝達・避難誘導
- イ 民生委員・児童委員等からの支援要請に基づく避難誘導・救出救助
- ウ 一時集合場所等における要配慮者の避難状況の確認・集約
- エ 一時集合場所等における要配慮者の救護
- オ 支援物資の提供、後方搬送等の要請

(8) 臨時支援者

- ア 支援者及び要配慮者への情報提供
- イ 各支援者からの要請に基づく避難誘導・救出救助
- ウ 一時集合場所等における要配慮者の救護

4 避難生活期の支援

各支援者が避難生活期に実施する要配慮者支援に関する活動内容は、おおむね次のとおりとし、各支援者がそれぞれの計画に沿って活動する。

(1) 墨田区

- ア 要配慮者救護所の開設
- イ 要配慮者救護所等における救護活動
- ウ 二次避難所の開設及び開設要請
- エ 支援物資の輸送
- オ 災害時後方医療施設等への搬送及び搬送要請
- カ 各支援者による要配慮者支援の総合調整

(2) 警察署

- ア 避難所周辺等の警備
- イ 避難行動要支援者名簿及びその他事前把握情報に基づく行方不明者の捜索
- ウ 避難行動要支援者名簿及びその他事前把握情報に基づく死体の検分

(3) 消防署

- ア 災害時後方医療施設等への搬送

(4) 消防団

- ア 要配慮者救護所等における救護活動
- イ 災害時後方医療施設等への搬送支援

(5) 社会福祉協議会

- ア 避難所・二次避難所（福祉避難所）でのニーズ把握及びボランティア派遣
- イ 小地域福祉活動委員・ふれあいサロン活動者による見守り・声かけ活動
- ウ 避難所や仮設住宅でのふれあいサロンの設置

(6) 民生委員

- ア 要配慮者名簿及びその他事前把握情報に基づく安否確認
- イ 行方不明者の捜索要請
- ウ 要配慮者救護所等における要配慮者支援方法のコーディネート

(7) 住民防災組織

- ア 要配慮者の生活状況の把握
- イ 要配慮者救護所等における救護活動
- ウ 支援物資の提供、後方搬送等の支援要請

(8) 臨時支援者

- ア 要配慮者救護所等における救護活動

5 要配慮者3に対する支援

要配慮者3に対する支援は、情報提供を中心に、次のとおり、支援体制を整備する。

- (1) 外国語による防災思想啓発の実施
- (2) 情報網の整備
- (3) 通訳ボランティアとの連携
- (4) 避難場所等における外国語表示の実施

第3章 資料

(資料1)

避難行動要支援者名簿の提供に関する協定

墨田区（以下「甲」という。）と支援機関（者）名（以下「乙」という。）とは、避難行動要支援者に関する個人情報を記載した名簿（以下「名簿」という。）の取扱いに関して、次のとおり協定を締結する。

（名簿の提供）

第1条 甲は、墨田区要配慮者避難支援プランに基づく避難行動要支援者対策を進めるため、名簿を作成して、乙に提供するものとする。

（名簿の使用）

第2条 乙は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に掲げる災害又は避難行動要支援者の生命に関する危険を伴う事故・火災が発生した場合の緊急対策及びその準備行為を行う場合に限り、名簿を使用するものとする。

2 前項の緊急対策は、次に掲げる行為をいう。

- (1) 避難行動要支援者の安否確認を行うこと。
- (2) 避難行動要支援者の避難支援を行うこと。
- (3) 避難行動要支援者の救出及び救助を行うこと。
- (4) その他避難行動要支援者の生命に対する危険を避けるための緊急やむを得ない行為に関すること。

3 第1項の準備行為は、次に掲げる行為をいう。

- (1) 個別避難支援プランの策定に関すること。
- (2) 避難行動要支援者への防災準備行為の促進に関すること。
- (3) その他避難行動要支援者対策のための必要な準備に関すること。

（第三者提供の禁止）

第3条 乙は、名簿を第三者に提供しないものとする。ただし、避難行動要支援者本人の同意がある場合又は墨田区個人情報保護条例（平成2年墨田区条例第19号）第15条第1項第3号若しくは第16条第1項第3号に掲げる緊急やむを得ないときに該当すると認められる場合は、この限りでない。

（情報管理）

第4条 乙は、甲から提供された名簿に係る情報管理に万全の注意を払うものとする。

2 乙（民生委員である場合を除く。）は、前項の情報管理のため、情報管理者を定めるものとする。

（支援方針及び支援計画）

第5条 乙は、避難行動要支援者の支援に関する方針（以下「支援方針」という。）を策定するものとする。

2 乙は、支援方針に定めるもののほか、個々の避難行動要支援者の同意を受けて、避難行動要支援者個人に関する個別の支援計画（以下「個別支援プラン」という。）を作成することができるものとする。

（報告義務）

第6条 乙は、情報管理者及び支援方針について、避難行動要支援者名簿の情報管理に関する報告書により甲に報告するものとする。

2 乙は、個別支援プランを策定した場合は、対象避難行動要支援者及び要配慮者の同意を得て、策定状況について、要配慮者個別支援プラン策定に関する報告書により甲に報告するものとする。

3 前2項の規定による報告は、名簿を更新し、又は報告内容に変更があったときに行うものとする。
(名簿の返却)

第7条 乙は、甲から新たに名簿の提供を受けたとき、民生委員・児童委員を退任したとき、又は甲から名簿の返却要請があったときは、既に受領している名簿を返却するものとする。

(法令の遵守)

第8条 甲及び乙は、この協定に定めるもののほか、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、東京都個人情報の保護に関する条例(平成2年東京都条例第113)、墨田区個人情報保護条例その他関係法令を遵守するものとする。

(協定期間及び更新)

第9条 この協定の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。ただし、期間満了日の3か月前までに甲、乙いずれからも何らの申出がないときは、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

年 月 日

甲 墨田区吾妻橋一丁目23番20号

墨田区

代表者 墨田区長 ○○ ○○ 印

乙 墨田区○○

○○ ○○ 印

様式1

墨田区長 あて

○○ ○○

避難行動要支援者名簿の情報管理に関する報告書

避難行動要支援者名簿の提供に関する協定第6条第1項の規定に基づき、情報管理者及び支援方針について、下記のとおり報告します。

記

1 情報管理者

○○ ○○課長 ○○ ○○

2 支援方針

(1) 平常時

(2) 災害発生時

(3) 避難所生活期

様式2

墨田区長 様

○○ ○○

要配慮者個別支援プラン策定に関する報告書

避難行動要支援者名簿の提供に関する協定第6条第2項の規定に基づき、個別支援プランの策定について、下記のとおり報告します。

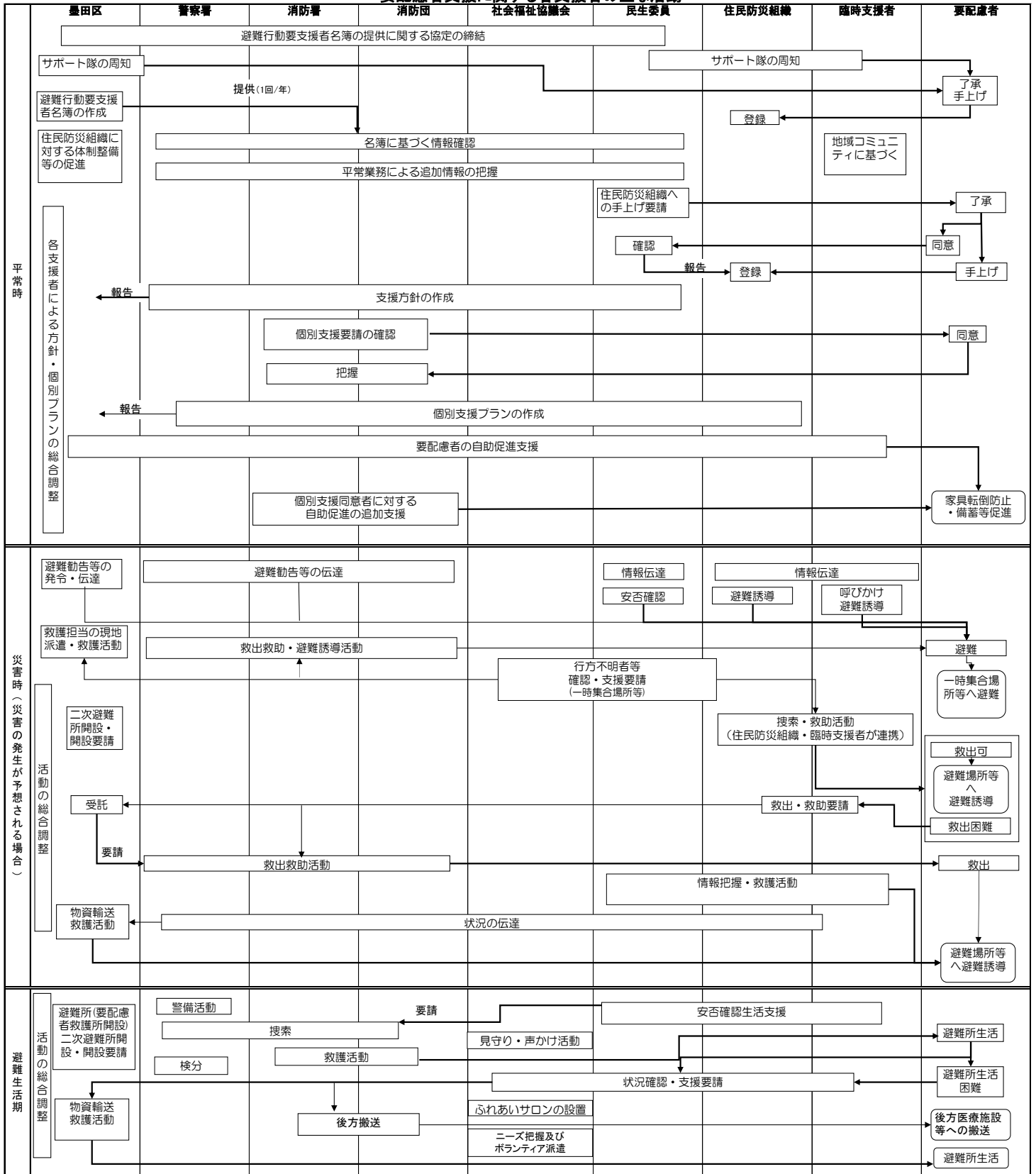
記

1 対象者

墨田区○○1-1-1 ○○○○ほか○○人

別紙1のとおり(任意様式)

要配慮者支援に関する各支援者の主な活動



(資料3)

要配慮者個別支援プラン

—

(表) 作成者: 作成年月日: 平成 年 月 日

氏名		性別 男 女		区分	高 障 介 他
住所		墨田区		電話	
本人の状態	会話	普通にできる	少し耳が遠い	ほとんど聞こえない	
		筆談が必要である	筆談ができない		
	歩行	一人で歩ける	杖・シルバーカーを使う	体を支えれば歩ける	
		車椅子が必要である	担架が必要である		
	食事	一人で食べることができる	一部に介助を必要とする	全般的に介助が必要である	
ものが詰まりやすい		刻み・とろみ食が必要である			
排尿排便	一人でできる	一部に介助を必要とする	全般的に介助が必要である		
その他	オムツを使用している				
	主治医・かかりつけ医				
	アレルギー 無・有()				
家族・介護者	状況				
緊急時の連絡先	①氏名		電話: メールアドレス:		
	②氏名		電話: メールアドレス:		
特記事項	(普段いる部屋、寝室の位置)(不在の時の目印、避難済みの目印)など				
避難時の不可欠品	常備薬				
避難支援	一時集合場所				
	避難場所				
避難支援者情報	避難所	最寄の予定施設		避難先	

(裏)

避難支援者情報 ①	フリガナ	
	氏名 (団体名及び代表者)	
	住所	
	連絡先	電話番号1: 電話番号2: メールアドレス: その他:
避難支援者情報 ②	フリガナ	
	氏名 (団体名及び代表者)	
	住所	
	連絡先	電話番号1: 電話番号2: メールアドレス: その他:
避難場所等情報	※位置・経路・移動するまでの注意すべき事項など	

※ 案内図等の支援に関して必要な情報を適宜記載